

令和 7 年度(2025 年度) 4 月～9 月

市民活動サポート事業 募集案内

市民活動サポート事業とは..

市民公益活動支援センターで、活動を PR できます！

「地域のために活動したい！」「社会とつながりがほしい！」「自分と同じ悩みを持つ人の助けになりたい！」と思っても、最初は「どんな人を対象に、どのような内容でしたらいいのか」、「どうやって広報したらたくさんの人に参加してもらえるか…」などの、悩みはつきものだと思います。

そんなとき市民公益活動支援センターが、活動を軌道に乗せたいみなさんをサポートします！活動内容を紹介するお試し講座やワークショップを開いてみませんか？

《市民公益活動支援センターのサポート》

- ✓ 市ホームページ、市民公益活動支援センターの Facebook や広報とよなか(※)等で活動日時をお知らせします。
- ✓ チラシの配架を市の公共施設に依頼することができます。

(※)広報とよなかへの掲載は、誌面の都合上 1 団体年 1 回程度となります。掲載月や掲載回数は過去の掲載実績等により調整しますので、あらかじめご了承ください。

◎市民公益活動支援センターを利用するメリット

＼広い交流スペース／



＼使い方はさまざま！／



＼みんなが使いやすい／



＼展示スペースも充実／



《ご注意ください》

- *1か月に2回以上実施することはできません。
- *貸室ではありませんので、定期的な事業実施のための活動拠点にすることや、守秘義務を伴うような相談の場としてご利用いただくことはできません。
- *参加者には実費(材料費、紙代、コピー代)のみ負担していただくことができます。
(500 円以内がめやす。詳しくはご相談ください。)
- *開催時間は、1 事業につきおおよそ 2 時間までにしてください。

《事業実施期間》

令和 7 年(2025 年)4 月 1 日(火)～令和 7 年(2025 年)9 月 30 日(火)

令和7年6月28日(土)は、別事業のため、サポート事業は開催できません

市民活動サポート事業、展示スペース(共通)の募集要件

1. 応募要件

- ① 「市民公益活動」のPRであること。
(市民公益活動とは、市民その他不特定かつ多数の人の利益の増進のために、自発的・自主的に行われる活動のこと。ただし、営利、宗教布教、政治活動のいずれかに該当するものを除きます。)
- ② 実施団体の会員以外の市民に広く開かれたものであること。
- ③ 実施団体が行っている社会的課題について発信するものであること。
- ④ 市民公益活動ならではの先駆性や多様性、柔軟性、自立性のある活動について発信するものであること。
- ⑤ 発信しようとする情報の内容が、もっぱら市政運営、市の施策、訴訟における市の主張等を支持し、又はこれらに反対するものではないこと。

2. 実施募集期間

令和6年(2024年)12月20日(金)～1月10日(金)17:00まで

※4の決定後は空き状況に応じて追加募集(随時)。詳しくはご相談ください。



(ダウンロードは、こちらから)

3. 申込み(市民公益活動支援センターまで)

別紙申込用紙に記入の上、募集期間内に、メール・FAX・郵送・持参にてお申し込みください。

(申込用紙は市ホームページからダウンロード可。)

※事業内容や日時の変更がないよう計画を立ててお申し込みください。決定後の変更などは、場合によっては、次回から事業のお申込みができない場合がございます。

4. 決定について

2月7日(金)頃に結果を郵送でお知らせします。

決定にあたっての基準は次のとおりです。

利用希望日・時間が重なる場合は、これまでの利用回数が少ない団体を優先します。

同位の団体がある場合は抽選します。

5. 事業計画等の提出

利用にあたっては、2週間前までに計画書を、終了後1週間以内に報告書を提出してください。

(計画書、報告書は所定の様式あり/メール・FAX・郵送・持参にて提出可能)

6. その他 注意事項

①サポート事業の要件について

- ・定員は団体のスタッフ含み30名までで開催してください。
- ・参加者は当日先着順。申込が必要な団体は要申込と記載してください。

②警報発令時の扱いについて

- ・台風などの自然災害時等には、サポート事業の中止、延期をお願いする場合があります。

トヨカツ

豊中市立市民公益活動支援センター

豊中市立市民公益活動支援センター

561-0833 豊中市庄内幸町 4-29-1 庄内コラボセンター1階

Tel:06-6398-9189 fax:06-6398-9209

☎:toyonaka.npo@jcom.zaq.ne.jp